村鄰隣組を去りしことなく仍て茲に
右届出候也

一六 下條文九月午年より
当村惣組頭相勤
当村濱座
戸田平右衛門 年七十壱
惣領男組
当村半兵衛
戸田行集 年十七
平右衛門 年七十壱
同人妻 九二三年位
同人母 七十九

右半兵衛儀高事中間と雖も通と称し
同人母病気に付、毎日用人代り致候
寄通中間之内と雖も差さりなき筋或は
不届之儀有之候節は一刀之殺害致候共
元ハ深手為負候迄之儀ニ而御咎無之
候間此段申上候以上
戸田七間
遠海定右衛門
遠慮之内乍恐申上候
封印
一通り拝見
相返ス

寄合
平右衛門惣領
戸田竜之助
年十五

一西ノ尋ニ
八寸

麻布廣尾
百姓忠

右疵所深浅四大陽ニ而骨ニ
徹候ものニ而ハ無之候

平左衛門
伝助
三井長左衛門

深疵
二十ケ所
内八ケ所
大ケ三十二

一同八日暁石仕中百姓義ニ付若私祖父平左衛門并同人妾ニ而麻布ニ罷在候一橋殿往古格ニ并浅草ニ而寄ニ而ハ無之候ニ付私ニ不預義ニ付切掛り候ニ付押ニ而押留候処義次第ニ而ハ無之候ニ付押留候方ニ而ハ無之候ニ付押留候ニ付押留候ニ付押留

依て御請印形之上下右之
御書付を以被仰渡候上

右御書付奉承候ニ付連印仕候

戸田平左衛門殿改を我国役の列なりしより去年甘露梅よ
りて辞して参府なかりけり此度の下命
も数度ありて昨丙午のみ盛ありし時邦政ま
ず重みして馬上(イチヨリ)鞭のごとく異(者)船の事と争論して切歯
の事なきを以て人中事の軽重もまぎらはしき

奉答
戸田平左衛門様
戸田竜之助

一元保六八月十二日町触

公命速に米穀諸色高値を制
禁和商人共高値買取米穀
当春町年寄共より為申渡
候処和商人共買置候米穀
会の如く売渡不申候ニ付
らせ取上ニ相成候間

那よりの廻米ニて人の賛へけるを以て

白糸 西洋の小糸組ニ似
七寸位
ありまた糸の事ニ